

## アメリカ・カナダ産の牛肉輸入再開に反対する意見書

BSE（牛海綿状脳症）発生で2003年以来、輸入を禁止してきたアメリカ産とカナダ産の牛肉について、厚生労働省と農林水産省は12月12日輸入再開を決定し、アメリカなどに通告した。

内閣府・食品安全委員会のプリオン専門調査会の答申は、アメリカ・カナダのBSEリスク（危険性）を日本と比較した場合、科学的に同等かどうか「評価することは困難」であり、全頭検査を実施しデータがそろっている日本に比べ、アメリカ・カナダのデータは質、量ともに不明な点が多いとしている。

ところが政府は、答申に盛り込まれた、日米の「リスクの差は非常に小さい」の部分根拠にして、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定した。

この日米の「差は非常に小さい」とした部分も「全頭からの危険部位の除去」、「20カ月以下の月齢の牛」との条件を守ると仮定した上での評価であり、この条件が守られなければ評価結果は「異なったものになる」と、答申は述べている。

プリオン専門調査会は附帯事項で、

(1)特定部位の除去については、アメリカ・カナダにおける屠畜場での監視が不明であり、実効性に疑問が残る。

(2) BSE汚染状況を正確に把握するために検査の継続が必要であり、検査対象に健康な牛も含める。

(3) BSEの増幅をとめるには特定危険部位の利用を禁止し、交差汚染を防止するために牛以外の動物の飼料への利用も禁止する。

科学的検討を尊重するというなら、こうした意見に十分耳を傾けるべきであるとされている。

もともと、厚生労働省や農林水産省の諮問にある、特定危険部位の除去と月齢20カ月以下という条件を守れば、安全であるとは限らない。BSE検査抜きで牛肉が輸入されてくること自体が問題である。その点日本では、BSE検査の対象基準が、全頭から21カ月以上に緩和されたとはいえ、全自治体が独自に全頭検査を継続しており、国の費用負担は従来どおりとなっている。BSE検査をしている国産牛と、検査なしのアメリカ産牛肉では、安全性において比べることのできない差があることは明らかである。

事は「生命と健康」にかかわる問題であり、何よりも消費者世論の大勢が安易な輸入再開を望んでいないという現状からして、性急なアメリカ産の牛肉輸入の再開は断じて認められない。

よって、本市議会は、政府に対し、BSE対策として、全頭検査を維持し、早計な輸入再開に断固反対するとともに、アメリカ政府に対して、全頭検査、特定危険部位の完全除去、トレーサビリティの体制の構築を要求することを求めるもので

ある。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄